

第4章 総社市が目指す将来像と施策の推進

総社市ではこれまで、子ども、障がい者、高齢者、ひきこもり、外国人などの社会的に弱い立場の人たちにとって住みやすいと思われるまちづくりを進めてきました。そしてそれは、すべての人にとっても住みやすいまちづくりにつながると考えています。

誰にとっても住みやすいまちとは、困っている時に相談しやすく、助けてもらえる環境が身近にあるまちだと考えられます。生活の基盤となる地域が、住民相互に支え合い、支援が必要な人と地域がつながれる場であることが必要です。その実現のためには、これまで構築してきた「地域包括ケアシステム」の仕組みをより深化させ、全世代に対応できる仕組みとしていくことが考えられます。さらに、地域一元化を進めることで、困りごとの相談窓口の一元化や、地域での課題解決能力の向上も望めます。

また、制度の狭間で支援が届かず生きづらさを感じている人などへは、これまでも総社市独自のやり方で支援してきましたが、これからもその姿勢を変えることなく、ヤングケアラーなど新たな課題に対しても独自の多様なメニューをつくり、総社らしい、総社ならではの支援の仕組みを作ってサポートしていきます。

総社市は、年齢や性別、置かれている生活環境などに関わらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージのあらゆる場面で一人ひとりに寄り添い、「あなたにとって一番やさしいまち そうじゃ」の実現を目指して、次の5つの視点から施策に取り組みます。



1. だれもが暮らしやすい社会をつくる
2. 福祉サービスを活用して安心して暮らす
3. 社会福祉法人や民間企業、NPO法人の力を活かす
4. 住民が地域でいきいきと活動できる
5. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる

1. だれもが暮らしやすい社会をつくる

(法第107条第1項第1号)

住民が抱える様々な課題に対応できるよう、関連機関の連携した体制を整備し、すべての人が暮らしやすい社会の仕組みを構築します。

(1) 全庁的な連携体制の構築

- 全庁的な体制を整備するため、地域福祉計画の推進については、総合計画及び各種個別計画と調整を図りながら、全国屈指福祉会議などの専門家や行政内の主要部署及び社会福祉協議会などの関係機関が集まる会議にて問題提起、課題提案などを行い、各専門部会で改善等検討をし、他機関とも連携を図りながら取り組んでいきます。

(2) 「制度の狭間」にある課題も含めた施策の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、要介護状態にならないための取組や、介護が必要になってもその有する能力に応じて自立した生活を送れるよう支援する取組、要介護状態の重度化を防止する取組を実施します。公的サービスを利用せず、制度の狭間等で社会的に孤立している高齢者等の個々のニーズを把握し、「見守り100% 孤独ゼロ」を掲げ、特に支援の必要性があると判断された人を「そうじゃ台帳」に登載し、一人ひとりのケースに応じた見守りや支援を行います。また把握した情報を見守り支援システムで「そうじゃ高齢者名簿」として一元管理し、消防本部等と連携し見守り体制を強化します。
- 特に認知症の高齢者は増加してきており、地域での認知症への理解を促進し、見守り体制を構築していくことが重要です。認知症の方や認知症が心配な方の中に、地域のどこにもつながっていない、また、どこに相談すればよいのか分からないなど、孤立を深めていたり、「制度の狭間」に陥っている方がいないかという視点で、地域での見守りと実態把握をさらに進めます。また、当事者の方の声を大切にしながら、認知症カフェやチームオレンジなど、各認知症施策を推進していきます。
- 障がいのある人が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、介護保険サービスを含む高齢者福祉や、地域福祉、健康づくりなども含めた、総合的な支援を図っていきます。
- 子どもらしい生活を送ることのできないヤングケアラーへの支援について、令和3年9月に「総社市ケアラー支援の推進に関する条例」を制定するとともに、こども課や教育委員会が連携し、ヤングケアラーに対する広報や啓発を進めています。また、市内小・中学校でアンケート調査を実施し、学校や関係機関と連携して、支援が必要なケースについて具体的な支援を進めています。令和4年度からはヤングケアラーコーディネーターを配置し、相談支援体制を強化するとともに、「ヤングケアラーの孤

立ゼロ」の実現に向けて、地域や関係機関と連携し、ヤングケアラー家庭を具体的な支援へとつなげていきます。

- ひきこもり支援については、少しずつ拡充されてきた国の制度も活用しながら、先駆的に取り組んできた総社市独自の施策をさらに充実させていきます。また、既に設置しているひきこもり支援等検討委員会、ひきこもり支援センターを中心に、他機関（教育委員会、県民局（保健所）等）とも連携することで問題解決を図っていきます。
- 犯罪や非行をした者の更生については、社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間などの取組を広報し、啓発活動を進めます。更生活動を行う保護司会や更生保護女性会への情報提供や地域で行われる防犯パトロールなどの防犯活動との連携などにより、安全安心なまちづくりを推進します。
- 生活が困窮する人は、就職、住まい、家計管理などに課題を抱えており、第2のセーフティーネットである生活困窮者自立支援制度により、個別のプラン自立目標を作成し、課題に関係する機関と連携した寄添い型の支援を行うことで、個々の課題解決を図り経済的自立に向けた支援を推進します。
 具体的には、「生活困窮支援センター」を設置し、自立相談支援事業による相談業務を中心に、家計改善支援やハローワーク内に設置した「就労支援ルーム」を活用した就労準備支援等により課題解決を図り、困窮からの自立に向けた各種の支援をします。
 また、生活困窮の家庭の児童・生徒に対しては、居場所も目的とする学習等支援事業「ワンステップ」の開催により、子どもたちへ支援を行います。食料支援を必要とする方には、食料ロスの削減につながるフードドライブを実施し、市内の食料支援を実施する子ども食堂などの組織体で連携する総社市フードドライブネットワークと協働し、食料支援を行います。

（3）制度横断的な課題への連携した対応

- 就労について、様々な課題を抱えていても、希望するすべての人が働くことができるよう、市・ハローワーク・シルバー人材センター・障がい者千五百人雇用センター・生活困窮支援センター・そうじゃ60歳からの人生設計所が連携し、雇用の促進を図っていきます。また、就労したのちの支援も充実させ、生きがいを感じ、十分な収入を得て、長く働き続けることができる環境づくりに取り組みます。
- 居住に課題を抱える人への横断的な支援として、権利擁護センターにおいて相談支援を実施します。また、障がいのある人が自立した生活を希望する場合や入所・入院から地域生活への移行、家族介護者がいなくなった際の「終の棲家」に対応するため、共同生活援助（グループホーム）や福祉施設などを整備していきます。高齢者への支援としては、自立と判定された人が自宅での生活が困難となった場合に一時的に入所し、生活習慣の改善や体調改善を図るための老人短期入所運営事業（ショートス

テイ) や、在宅での生活に支障があり、かつ経済的に困窮している 65 歳以上の人を養護老人ホームへ入所措置し、生活の場を確保する老人保護措置事業を行っています。

- 児童虐待に対して、医療、保健、福祉、教育、警察、地域、関係機関などと連携し、「児童虐待ゼロ」に向けた組織的かつ専門的な対応を行う体制を整備します。具体的には、虐待通告から 24 時間以内の初期対応、ケースの迅速な判断、継続的な見守り体制の強化など、積極的かつスピーディーな対応で、子どもの命を守ることを最優先に、子どもと家族に寄り添っていきます。
- 自殺予防対策について、様々な分野の生きる支援にあたる人々が、自殺予防対策の一翼を担っているという意識を共有して連携していきます。また、対策推進にあたり、以下の 6 点を重点施策と位置づけ、着実に実施していきます。
 - ・高齢者支援…高齢者への声かけや見守り、相談支援、いきがづくり支援の充実
 - ・生活困窮者支援…生活困窮者への相談支援の連携の強化
 - ・無職者・失業者支援…無職者や失業者への就労支援の充実
 - ・子育て支援…妊娠期からの切れ目のない子育て支援
 - ・被災者支援…被災者への切れ目のない心のケア
 - ・健康づくり支援…心身の健康づくりを推進
- 誰もがいきいきと暮らすためには、職業生活、家庭生活、地域活動といった日々の様々な活動について、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことが重要です。特に家事や育児等は女性に負担が偏りがちであり、男性も参画することでより充実した生活となるよう、男女共同参画を推進していきます。男性の家事・育児参加を推進していくための取組や意識啓発を進めるとともに、家族介護者の支援や福祉サービスを充実することで、性別に関係なく社会参加のしやすい環境の整備などを進めます。各福祉分野において、男女共同参画の視点を持って施策を進めていきます。

(4) 権利擁護支援・成年後見制度利用の促進

- 判断能力が不十分な人や高齢者、犯罪被害者、その家族の権利が守られ、地域で安心して生活できるよう、中核機関の要件を兼ね備えた権利擁護センターにおいて相談体制を充実させ、年齢・性別・分野を問わず相談を受け付け、定例開催の権利擁護支援検討委員会にて個別案件を図り、問題解決に取り組みます。また、今後は権利擁護に限らず多問題が重複した相談についても支援機関の役割分担や支援の方向性について整理できる体制を構築していきます。
- また、地域共生社会の実現に向けて、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより判断能力が低下し、ひとりで選択・決定することが難しい状態になったとしても、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の利用について積極的に推進していきます。なお、本制度推進にあたっては、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」も勘案し、主に以下の 5 点について実施します。

- ・地域連携ネットワークの根幹となる総社市権利擁護センター（中核機関）の設置
権利擁護支援や成年後見制度利用促進を図る機関として、総社市権利擁護センター（中核機関）を設置し、総社市社会福祉協議会へ運営を委託して連携して取り組みます。
- ・成年後見制度の普及啓発と早期発見、早期対応できる体制整備
中核機関を中心に適切な相談体制を構築できるよう、庁内の連携を強化するとともに、福祉等の関係機関や専門職団体と連携を図ります。また、早期発見のため市民への権利擁護意識の啓発に取り組みます。
- ・本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
中核機関及び関係機関が、成年後見人等として活動している親族後見人や第三者後見人の相談に応じるよう取り組みます。また、中核機関内に設置されている支援検討委員会で、成年後見人等の確保が困難な市民に対し、適切な後見人等の受任調整を行います。
なお、受任者調整したケースについては、本人の意思決定支援に基づき、必要に応じてチームで支援ができるよう成年後見人等及び各種相談支援機関などと連携・役割分担、支援方針の調整やモニタリング等を行い、権利擁護支援チームを支援します。
- ・担い手の確保、育成
本人に寄り添った適切な後見人等を選任する観点から、多様な主体の後見業務等の担い手を確保すること、また権利擁護・地域福祉の支援ができるよう市民後見人の養成を実施します。
また、養成研修を修了した市民後見人に対して積極的に活動に取り組めるよう支援します。
- ・市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
身寄りのない人等への支援や虐待事案等で本制度の利用が必要な場合、関係機関と連携を図るとともに、適切に市町村長申立てを実施します。また、経済的な状況等で本制度の利用が困難な場合、審判請求申立費用や成年後見等報酬費用の助成を行う成年後見制度利用支援事業が利用できるよう促進します。

2. 福祉サービスを活用して安心して暮らす

(法第107条第1項第2号)

福祉サービスの適切な利用促進のため、相談体制を強化するとともに、情報提供体制や支援体制を整備し、関係機関の連携を促進します。

(1) 各福祉サービスにおける相談・支援体制の強化

- 高齢者については、各地域包括支援センターを拠点に、医療・介護の専門職などの多職種とケアマネジャー等が協働し、要支援認定者及び事業対象者に対するケアマネジメントについて意見交換をし、その状態や置かれている環境等に応じて本人が自立した生活を送ることができるよう、定期的（月1回以上）に地域ケア個別会議を開催します。また、地域ケア個別会議にリハビリテーション専門職等を派遣し、個別事例の評価、事業所スタッフやケアマネジャーへの助言を専門職の視点から行う体制の強化を図ります。
- 子育て世帯については、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによる孤立への対応として、子育て「家族」に徹底的に寄り添った、切れ目のない支援「総社流ネウボラと子ども虐待ゼロ体制」の機能強化を行います。母子保健コーディネーター及び産婦コーディネーターの配置により相談支援体制を強化し、コロナ禍において増加した育児不安等を抱える妊産婦に寄り添った支援を推進します。また、虐待リスクが高いとされる乳幼児健診未受診・未就園児・不就学児の状況把握を行い、要支援者への迅速かつ適切な支援による虐待予防を図ります。
- 障がい者（児）については、自立と生活の質の向上を支援することを目的に、乳幼児・就学期では次の青年壮年期に向け早期の気づきと適切な支援を行い、青年壮年期では次の高齢期に向け経済的な自立と居住支援を中心に取り組んでいきます。また、障がい者が地域で一生を生きていくためには、その地域の方々の協力が必要不可欠であり、地域と行政が一体となって、支援していく体制も図っていきます。
また、適切なサービスを受けられるよう、相談支援事業者を中心にケース会議を開催し、各事業者等と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、利用者本位の相談支援の実施を図ります。また、地域自立支援協議会を通じて各相談機関との連携を図り、相談支援体制の強化を図ります。
さらに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点として、24時間対応できる緊急時の迅速・確実な相談支援、事業所の受け入れ体制を整備・活用します。

（2）福祉サービスの情報提供・利用支援の推進

- 必要な福祉サービスを利用しやすい環境を整備するため、生活課題を家族だけで抱え込むのではなく、第三者（地域、NPO法人、民間等）の力を借りて解決する方法もあることを広く周知していきます。また、困りごとをキャッチしたり、相談・協議の場ともなる「地域のプラットフォーム」を増やしていきます。
- 認知症や知的障がい・精神障がいなどの判断能力の不十分な人が地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業を行い、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援します。

また、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人に代わって、財産管理や福祉サービスの利用契約のほか遺産分割協議などの法律行為を行ったり、悪徳商法などで本人が不利益を受けないようにするための、「成年後見制度」の利用を支援します。
（詳細は1（4））
- 誰もが困っている時に安心して相談ができ、適切に福祉サービスを利用できるような環境整備を進めます。市役所において、手話通訳を配置し、聴覚障がいのある方の行政手続きのサポートを行います。また、外国人の方に対しては、専用の外国人相談窓口を設置するとともに、多言語に精通した多文化共生推進員を配置し、行政手続きのサポートや生活相談など、引き続き相談者の立場に立った親身な支援を行います。
- 災害対策基本法に基づき、災害時に避難することが困難な人を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、登録者の安否確認や避難支援を行います。また、平時の見守り支援の同意が得られた人については、地域の支援関係者で情報を共有し、民生委員・児童委員、消防機関、各種ボランティア団体、関係社会福祉施設等の連携をとり、地域ぐるみの支援が行える体制づくりを進めます。

3. 社会福祉法人や民間企業、NPO 法人の力を活かす

（法第 107 条第 1 項第 3 号）

社会福祉法人や民間企業、NPO 法人などが地域づくりに積極的に参画することで、地域課題の解決と地域との協働体制の構築を目指します。

（1）社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進

- 社会福祉法人は、高い公益性の下、地域の社会福祉事業の主たる担い手として、福祉サービスの提供の基盤となるとともに、地域における公益的な取組を推進していくことが期待されています。総社市では、この社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施主体として、総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（ふくしネット総社）が組織されており、その活動を支援していきます。

■社会福祉法人社会貢献活動推進協議会（ふくしネット総社）

市内に拠点がある 19 の社会福祉法人がネットワークを組み、地域の福祉ニーズにより幅広く対応するため平成 29 年に発足した任意福祉団体です。生活課題が複雑・多様化する中で、社会福祉制度の狭間のニーズに対し、組織的かつ継続的に取組を行っており、「くらし応援事業」、「しごと応援事業」、「安心すまい応援事業」、「子育て応援事業」、「新たな取組応援事業」といった事業に取り組んでいます。各地域の主体や本市施策とも連携しながら、狭間のニーズの解決を推進していきます。

（2）多機関協働の仕組みの強化

- 多様な主体ごとの役割が見える化し、多機関協働の仕組みをつくります。

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者に関わる問題の総合相談窓口としての機能を果たすとともに、高齢者の状態に応じて、包括的・継続的なケアマネジメントを適切に実施することで、地域における介護予防の拠点としての役割を担います。また、高齢者が適切な保健福祉サービスを受けることができるよう、関係機関との調整を図るコーディネーターとして、地域包括ケアシステムの中核的役割を担います。

■社会福祉協議会

総社市社会福祉協議会は、地域福祉を担う中核的組織として、地域社会における多様な住民活動の橋渡し役となり、住民主体による支え合いの地域社会の実現、地域の福祉力の向上を支援し、住民が自らの持てる力を発揮できるよう、協働を基調としながら地域福祉を推進します。

また、市から委託し総社市社会福祉協議会に設置した各相談窓口において、住民が抱える複雑かつ多様な課題に対応するため、専門職が早期に対応し、必要な相談・援助につなげます。

■ 地区社会福祉協議会

地域内の様々な組織・団体の代表者を中心に構成され、地域住民主体の互助団体の一つとして活動しており、地域の課題を自分たち自身の問題と受け止め、関係機関と連携しながら解決に向けて協議しています。「地域づくり」を応援し互助活動を活性化します。

■ 地域の企業・団体等

「そうじゃみんなで見守るネットワーク」を活用し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等、身近な地域の中で支援を必要としている高齢者に、地域の団体や事業者等が連携して日常生活の中で見守りや声かけ、生活援助などを行う仕組みづくりを推進します。

■ 地域住民（地域組織・ボランティア団体・NPO法人等）

本計画に掲げる施策を実現するためには、地域組織やボランティア団体、総社市ボランティアセンター、NPO法人等、多様な主体がそれぞれの特徴を活かして役割を果たすことが重要です。生きがいつくりや健康づくり、ネットワークづくり、仲間づくり、支え合い・支援活動等、それぞれの取り組みや活動を通じて「地域力」を高め、他の団体と連携しながら地域を支えます。

- 地域ぐるみの見守りを実現するためには、「地域」「民間団体」「行政」の協力・連携体制をより強化することが必要です。そのためにも様々な企業や事業者・団体等、多くの業種と協力体制を構築していきます。また、体調不良、虐待、行方不明、消費者被害等の早期発見・未然防止に向けて、地域包括支援センターをはじめ、市の関係部署や社会福祉協議会が連携し、迅速・適切な対応に努めていきます。
- 共生社会の居場所づくりのため、民間企業との連携や居場所づくりNPOと連携し、全世代が集まれる場や学校に行けない子どもたちの第3・第4の居場所になる場など、「相談・協議・仲間づくり・学び・孤立を防ぐ」機能を持った場づくりを進めます。
- 障がい者の就労後の支援について、支援関係機関はもとより市民、企業等との連携や協力を図りながら、生活の質の向上及び定着率の向上に取り組みます。
- 社会福祉施設の災害対応への意識の高揚を図るとともに、施設を含めた地域ぐるみの防災体制の整備確立に努めます。具体的には、災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れてケアする施設である福祉避難所を指定・整備するとともに

に、周知に努めます。また、災害や感染症に備え、「介護保険関係施設事業所ネットワーク」を活用し、介護保険事業所と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修を行います。

4. 住民が地域でいきいきと活動できる

（法第107条第1項第4号）

住民が地域の活動に参加し、自立的・主体的に活動できるよう支援します。

（1）住民主体の活動の場や居場所づくりへの支援

- 社会福祉協議会と連携して「子ども食堂」の新規開設を支援し、「子どもの居場所づくり」に「全世代が集まる場としての機能」をプラスすることで、つながる機会の拡大を図ります。
- 社会福祉協議会等が行っているふれあいサロン等を多世代の住民同士の交流の場として拡充することで、地域での孤立を防ぎます。
- 地域包括支援センターの職員が要支援認定者や事業対象者を訪問して、住民主体の身近な通いの場として実施している「いきいき百歳体操」の参加を促します。また、「いきいき百歳体操」の活動立ち上げ時に地域で主体的に継続して取り組めるよう、実施に関する情報の提供や支援を行っていきます。
- 高齢者が要介護状態に陥らず、地域とのふれあいのなかでいきいきとした生活を送ることができるよう、介護予防拠点施設（さんあいの家・やすらぎの家・ひだまりの家）の利用促進を図ります。
- ひきこもり状態にある人のうち、家族以外の第三者とのつながりを求めている人や仲間づくりをしたい人、社会復帰の足掛かりにしたい人等のために参加しやすい常設型居場所を設置し、ひきこもりサポーター養成講座を受講したサポーターにより管理運営していきます。現在2か所で運営中ですが、将来的には公民館等の地域に密着した施設で、ひきこもりの人だけでなく多世代が利用できる「居場所」を設けることにより、地域の住民活動も一緒に行い、地域住民等とのつながりを持てるような事業展開も検討していきます。

（2）地域福祉を推進する人材の養成

- 子ども虐待 SOS サポーター等の養成に取り組み、住民一人ひとりが児童虐待・高齢者虐待防止に対する関心を持ち、地域で見守り、虐待が発生しにくい地域になるよう啓発に努めます。また、地域の関係機関と虐待を早期に発見できるネットワークを活用し、市民や事業者などへの虐待防止に関する普及啓発を推進します。
- 軽度な生活支援を必要とする高齢者の需要に対応するため、地域の実情に合わせた多様な生活支援サービスを供給する生活支援サポーターの増員を目指します。また、

活動の多様化に対応できるように現任のサポーターに対する研修を行い、活動の充実強化に努めます。

- ひきこもりサポーター養成講座を実施し、ひきこもりに関する知識を習得してもらうことでひきこもりへの理解を深め、当事者の支援や地域へ理解を広めることを支援します。
- 市民後見人養成講座を実施し、弁護士等の専門職による後見人だけでなく、認知症高齢者等の後見等に当たる市民後見人を養成することで、成年後見制度の利用促進を図るとともに、地域へ理解を広めることを支援します。
- 健康づくりを目的とした活動に関わる組織（例えば愛育委員、栄養委員など）の主体的かつ積極的な活動を推進していきます。
- ゲートキーパーの養成に取り組み、市民や地域で相談を受けることが多い愛育委員、栄養委員、民生委員・児童委員、福祉委員などが、心の健康について正しく理解し、「気づく」「傾聴する」「つなぐ」「見守る」ことができるよう、自殺予防に関する意識を高めます。孤独や健康問題等の不安を抱えている若年層や高齢者等に対し適切な関わり、自殺予防につながる連携を強化します。
- 各種計画の審議員や運営委員会等の構成員として、民生委員・児童委員を委嘱することで、福祉事業への関心を深めてもらうとともに、民生委員・児童委員の意見をフィードバックしやすくして活動に活かせる体制を構築します。

（3）住民がいきいきと地域で健康に暮らすための取組

- 全世代を対象に市民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防及び介護予防を進め、健康寿命の延伸と医療費適正化に取り組みます。庁内横断的に健康に関する情報を共有し、全世代の市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域ぐるみで健康を支えるまちづくりを推進します。「健康 SOJA（S（セルフ）：自分の健康を意識する、O（オンリーワン）：自分らしさ・総社流にこだわる、J（ジョイフル）：地域とつながり、楽しみながら健康づくりに取り組む、A（アクション）：健康に関する行動を自分から積極的に起こす）」を目指します。
- 高齢者がいきいきと健康で長生きできるまちの実現のため、健康医療課と長寿介護課が連携することにより、高齢者の保健事業から介護予防事業までを一体的に実施し、後期高齢者のフレイル予防対策を推進します。これにより後期高齢者の医療費及び介護保険料の増加を抑制すると同時に、地域の活性化をめざします。

- 平成30年度より実施している“歩得”健康商品券事業を継続し、歩数計を用いた運動習慣の定着化を図っていきます。運動習慣が低い働く世代に対しては、事業所単位での“歩得”健康商品券事業への参加を周知します。また、令和3年度からスタートした“リン得”健康商品券事業への参加を周知し、自転車通勤を推進するなど運動習慣の定着を推進していきます。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業は、令和元年度から吉備医師会と事業内容を共有し、医療機関と連携した6か月間の保健指導を実施しています。
- 生活習慣病予防のため、栄養委員等と連携をとりながら、特に若い世代から、野菜と朝食摂取の重要性を啓発し食生活の改善を推進していきます。

5. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる

（法第107条第1項第5号）

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制について、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制としていきます。

- 民生委員・児童委員や福祉委員などの地域の関係者や地域住民等が、主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるため、3層の会議を開催し、前述の8つの機能を重視しながら、これまで構築してきた「地域包括ケアシステム」を更に推進していきます。
- その上で、「身近な圏域」において、高齢者に限らず、様々な住民の地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができるよう、「全世代型地域包括ケアシステムの確立」を目指します。

現在、各地域において、地域の団体と公的機関等と一緒に地域のことを話し合う場として「全世代みんなの会議」を開催し、地域づくり協議会や小地域ケア会議、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、総社市社会福祉協議会、総社市役所等の関係者が集まり、地域の将来や気になることなどについて話し合う取組が始まっています。

さらに、こうした取組の共有・展開を図りながら、少しずつ、地域での全世代を対象とした課題の発見、見守りなどの活動を推進していくとともに、必要な施策の実現につなげていきます。

また、こうした地域の住民が自分達の住む地域のことを考え、話し合う場を通じ、地域を構成するお互いを知り、地域の現状を知る中で、「誰か」の課題を「我が事」・「我が地域の事」と考えられる福祉意識の醸成を図り、地域共生社会の実現を目指します。
- さらに、縦割りではない横断的な相談支援体制の構築や、地域づくりに資する複数の多分野の事業を一体的に実施していくため、令和6年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、重層的支援体制整備移行準備事業に取り組みます。特に、多機関協働による包括的な相談支援体制の構築に重点を置き、権利擁護センター、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮支援センター、ひきこもり支援センター、障がい者千五百人雇用センター、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、各担当窓口等が相談を受けた際、各部署（センター）のみでは解決できないような案件について、重層的支援コーディネーターが関係機関の調整役を担い、必要に応じて多機関による支援会議を開催するなど迅速な支援を行うための体制を検討し、構築を目指します。

総社市は、今まで培ってきた多様な専門機関もあることから、その特性を活かしながら、それぞれの相談支援機関が相互に連携を図り、課題解決できる体制づくりを目指していきます。